

令和5年2月15日

職員の懲戒処分について

竹原市では、次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

1 処分年月日

令和5年2月14日

2 被処分者

市民福祉部 主任主事（35歳）

3 処分内容

停職2か月

4 処分理由

当該職員は、令和4年5月に東広島市内の商業施設内において、小型カメラで女性のスカート内を盗撮したとして、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反により書類送検されました。

また、有効期限が令和4年3月であった自身の自動車運転免許の更新を失念し、失効手続きを行った令和4年5月までの間、免許が失効した状態で公用車等の運転を行っていたことも判明しました。

盗撮行為の事案につきましては、被害者の方との間で示談が成立したこともあり、不起訴処分と決定されましたが、これらの行為は、法令を遵守すべき職員としてあるまじき非違行為であり、市民の公務に対する信用を著しく失墜させるものであることから、懲戒処分を行いました。

また、当該職員の所属長についても、車の運転に対して指導監督責任があることから、嚴重注意を行いました。

5 市長コメント

このたび、本市職員がこのような不祥事を起こしたことにより、被害者の方はもとより、市民の皆様の信頼を裏切り、多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今回の事案を厳粛に受け止め、再発防止に向け、より一層の服務規律の確保を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

問い合わせ

総務課 人事係 担当：岡元，大森

T E L 0846-22-7759 F A X 0846-22-8579